



マリモがマリモ地方創生リート投資法人＜3470＞株式の変更報告書を提出（保有減少）



東のマリモ地方創生リート投資法人＜3470＞について、マリモが1月19日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等に関する担保契約等重要な契約の変更」によるもの。

報告書によると、マリモのマリモ地方創生リート投資法人株式保有比率は、10.50%と0.04%減少した。

報告義務発生日は、2022年1月12日。